

新型コロナウイルス感染予防助成金Q&A（R2.9.17時点）

① 個人の医業は対象事業所で医療法人が対象外の理由は？

A：東京都（公社）の助成金に準拠しているため、対象外となります。医療法人は「東京都医療機関・薬局等における感染拡大防止等支援事業」を活用下さい。

② 一般社団法人は対象事業所か？

A：対象となります。NPO 法人も対象となります。

③ 8月以前に購入済のものがあるが、9月以降のルールが適用できるのか？

A：適用できます。

④ 備品と工事がある場合、申請書は別々にする必要があるか？

A：一つにまとめて提出頂いて構いません。

⑤ 自社で組み立てして作成したものでも補助対象になるか？

A：材料を調達して自社で作成したアクリル板・パーティション・ロールカーテンなどは補助対象となります。（9.17 付け市見解）これ以外のものであっても、備品としての要件を満たす限り対象とします。なお、対象種別は「工事」となります。

⑥ サーキュレーターと扇風機は（換気用）とあるが、換気用かどうかは申請書の具体的内容欄に（換気用）と記入するだけでよいか？

A：用途を含めて記載して頂ければ補助対象とします。

⑦ 「パソコン等汎用性の高いものについては、お客様が安心して来店していただくための用途で購入するもの」の定義は？具体例を。

A：具体的には、実店舗を備えている事業所を念頭においています。例えば、飲食店でのキャッシュレス対応のために、タブレット端末やPCの購入などを行う、といった事象を想定しています。

⑧ 都福祉保健局でも同様の制度があるが、併用すること（例：備品 A は保健局、備品 B は当制度）は可能か？

A：上記の質問であれば「備品 A」を重複して利用することはできませんが、別のものであれば、補助対象として認めます。